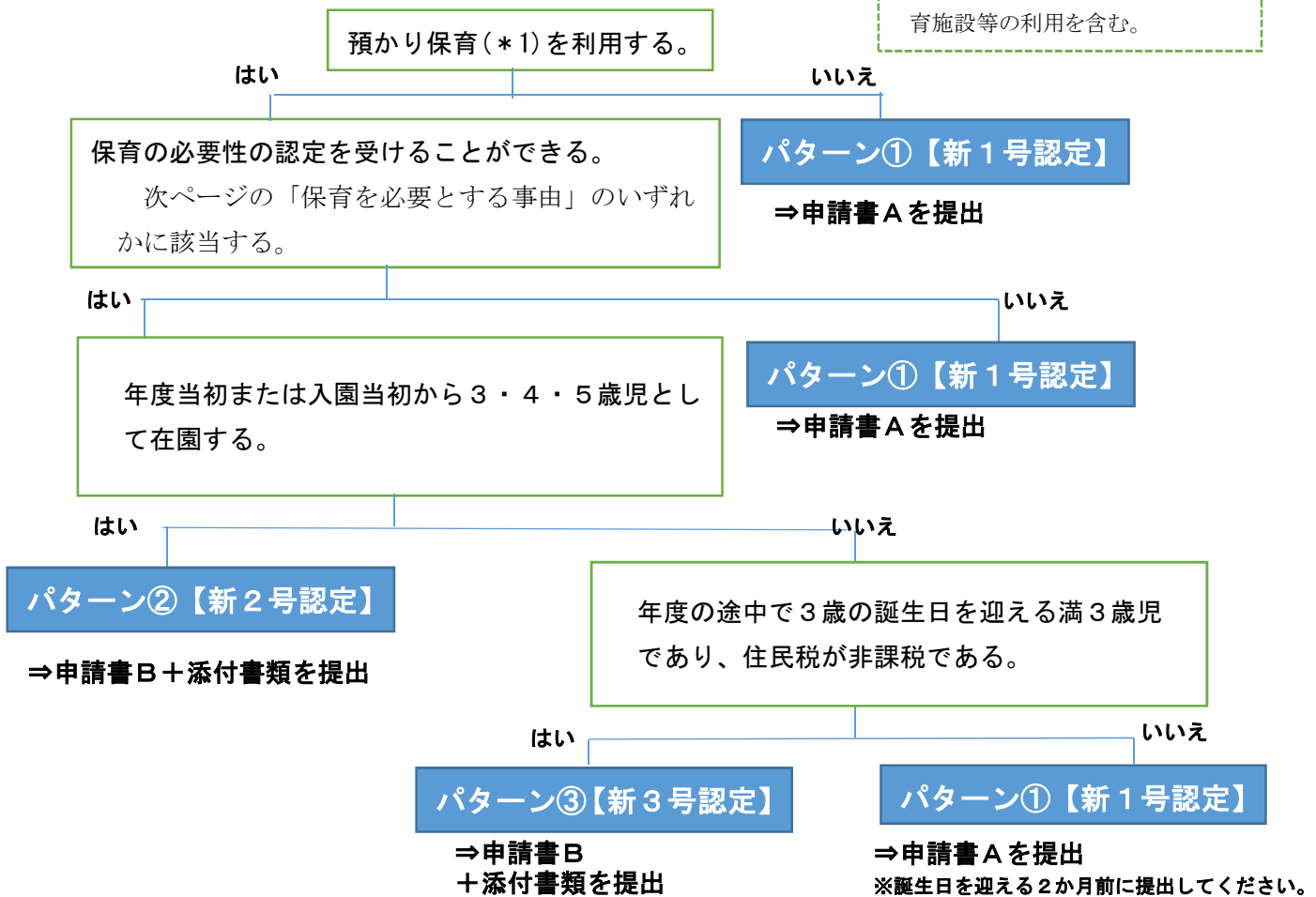


子育てのための施設等利用給付（保育料・預かり保育） 認定申請について

必要となる認定・申請書類は？【フローチャート】

*1 幼稚園が預かり保育を実施していない場合、実施時間・日数が一定の水準以下の場合、認可外保育施設等の利用を含む。



無償化対象パターン及び提出書類一覧

パターン	認定区分	無償化の対象範囲		提出書類	
		保育料	預かり保育料(*2)	申請書	添付書類
①	新1号	上限25,700円/月	対象外	申請書A	ありません。
②	新2号	上限25,700円/月	上限 450円/日 (11,300円/月)	申請書B(両面)	・保育を必要とすることを証明する書類
③	新3号	上限25,700円/月	上限 450円/日 (16,300円/月)	申請書B(両面)	・保育を必要とすることを証明する書類 ・非課税証明書(*3)

*2 幼稚園が実施する預かり保育の、教育時間を含む平日の実施時間が8時間未満又は年間実施日数が200日未満の場合、さらに認可外保育施設等を利用する場合の利用料も無償化の対象(上限額は預かり保育利用料とあわせて上記の金額)となります。

*3 令和4年1月1日の時点で、川崎市外に保護者の住民登録があった方で、施設等利用給付認定申請の際にマイナンバーの記入を行わない方のみ提出

【書類の提出方法等について】

申請書は幼稚園を通して市へ提出します。各幼稚園が指定する日までにお出してください。

また、さかのぼって認定することができないため、認定を希望する日^(※4)までに市への提出をお願いいたします。認定を希望する日までに書類の提出が間に合わない場合、無償化給付額が減算されることがあります。

※4 認定を希望する日：利用開始予定日や保育を必要とする事由が発生した日